

5. 1~3に共通して当てはまる場合

Q15

私が勤務している会社では、普段、労災保険の手続きを庶務担当者が行ってくれますが、今回の事故は労災には当たらないとして、協力的でなく、事業主証明などの手続きを行ってくれないのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A15

労災保険の手続きは原則として、被災された方が自ら行っていただいて問題ありません。会社が事業主証明を拒否するなどやむを得ない場合には、事業主の証明がなくても、労災保険の請求書は受理されますのでご安心ください。

Q16

かなり前に会社で発生した事故は、労災として認めてもらうことはできるのでしょうか。

A16

原則として、各保険給付ごとに決められている時効を過ぎてしまうと給付を受けることはできません。それぞれの給付項目に時効を記載していますので、ご確認ください。

Q17

退職してしまったり、既に会社がなくなってしまった場合でも労災補償を受けることができるのでしょうか。

A17

そのような状況でも請求することができます。
なお、その場合は、事業主や会社の同僚の住所・氏名を教えてください。

Q18

仕事中や通勤途中の交通事故で、事故の相手方が加入している自賠責保険などから保険金を受けた場合、労災保険からの支給は受けられるのでしょうか。

A18

自賠責保険などから保険金の支払いを受けた場合、同一理由での労災保険給付は自賠責保険などから受領した金額を差し引いて支給することになります。（損害の二重てん補が生じないようにします。）

なお、休業した場合や後遺症が残った場合に支給される特別支給金については、自賠責保険などからの支払いの有無にかかわらず支給します。

6. 個人番号が記載された請求書等*の取扱いについて

- 労働基準監督署の窓口へ提出される場合は、封筒に入れるなどして周囲の人の目に触れないようご注意ください。また、個人番号が記載された請求書等を提出される際には、本人確認（個人番号確認と身元（実在）確認）を行いますので、本人確認書類をご用意ください。（本人確認書類の例）
 - ① 個人番号カード
 - ② 通知カード、個人番号付き住民票など + 運転免許証、パスポートなど
- 労働基準監督署に郵送される場合は、普通郵便による提出も受理いたしますが、漏えい、紛失等の事故を防止するため、できるだけ、追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。また、本人確認のため本人確認書類の写しを同封してください。
- 詳しくは労働基準監督署にご相談ください。

*個人番号を記載して提出する労災保険手続は次のとおり

障害補償給付・複数事業労働者障害給付支給請求書（様式第10号）、障害給付支給請求書（様式第16号の7）、遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金支給請求書（様式第12号）、遺族年金支給請求書（様式第16号の8）、遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金・遺族年金転給等請求書（様式第13号）、年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名・年金の払渡金融機関等変更届（様式第19号）

7. チェックシート

あなたが受けられる保険給付や支援は次のものです。

- | | | | |
|-------------------------------------|-------|---------------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 療養（補償）等給付 | （P2） | <input type="checkbox"/> 休業（補償）等給付 | （P4） |
| <input type="checkbox"/> 休業補償特別援護金 | （P6） | <input type="checkbox"/> 遺族（補償）等給付 | （P7） |
| <input type="checkbox"/> 葬祭料等（葬祭給付） | （P9） | <input type="checkbox"/> 長期家族介護者援護金 | （P9） |
| <input type="checkbox"/> 未支給の保険給付 | （P10） | <input type="checkbox"/> 労災就学援護費 | （P11） |
| <input type="checkbox"/> 労災就労保育援護費 | （P11） | <input type="checkbox"/> 傷病（補償）等年金 | （P12） |
| <input type="checkbox"/> 障害（補償）等給付 | （P13） | <input type="checkbox"/> アフターケア | （P13） |
| <input type="checkbox"/> 介護（補償）等給付 | （P15） | <input type="checkbox"/> 義肢等補装具の費用の支給 | （P16） |
| <input type="checkbox"/> 外科後処置 | （P16） | <input type="checkbox"/> 二次健康診断等給付 | （P17） |
| <input type="checkbox"/> その他（ | | | ） |

請求書の記載方法、支給要件、給付内容などに関するご質問は「労災保険相談ダイヤル」でもお答えしていますのでご利用ください。

0570-006031（土日祝日・年末年始を除く9:00～17:00）



労災 請求書

検索

請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>）

トップページ「分野別の政策一覧」雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞労災保険給付関係請求書等ダウンロード